



〈目次〉			
水道・下水道料金の高齢者料金	1	北見労働基準監督署への問い合わせ方法	9
空き家の除却費用助成	2	障がい者・障がい児 出張相談窓口	10
合併処理浄化槽 設置申し込み	3	4月の当番病院	
土地・家屋の価格等縦覧帳簿		4月の健康運動教室・運動指導	11
オムツを使用している高齢者 ゴミ袋無料配付	4	令和元年8月豪雨義援金 受付期間延長	12
亜麻の里 入居者募集	5	農業振興地域整備計画 変更受付	13
高齢者就労センターで働いてみませんか		春の農作業安全確認運動	14
奨学金返還費用助成	6	山菜採りの事故やヒゲマの遭遇に注意を	
初心者パソコン講座		山火事予防にご協力を	15
国保に加入している学生の保護者へ	7	北見年金事務所 出張相談所開設	
引っ越しに伴うゴミの出し方		乳幼児のいる世帯 ゴミ袋無料配付	16
春の交通安全運動	8	アイロンビーズ手作り講座	
町営バス無料乗車券の交付申請		4月子育て支援センター予定表	17
フェリッパフェア自動販売機設置業者の募集	9	新型コロナウイルス感染症詐欺・悪質商法にご注意	18

水道・下水道料金に係る高齢者料金適用に関する申請について

①水道課 上下水道G 2-5867

水道・下水道料金には用途別に料金が設定されており、下記の基準を満たす方は「高齢者用」料金に該当し使用料が割安になります。

令和2年度より新たに水道・下水道料金に係る「高齢者用」料金が適用となる方には個別に案内していますが、世帯の異動に伴って基準に該当になる方や、すでに65歳以上で基準に該当しているが申請をされていない方などは①水道課または②福祉課、中湧別出張所に備えてあります水道給水契約申込書にて申請をしてください。

- 【基準】**
- 毎年4月1日を基準日とし、65歳以上の単身者または世帯主が65歳以上の夫婦世帯で使用する家事用の水道料（料金の適用は5月分からになります）
 - ※年度の途中で65歳に達した方は翌年度からの適用となります。
 - その月の使用量が5m³以下であること。
 - ※5m³を超えた場合は通常の「家事用」料金が適用されます。
 - 申請の時期によっては適用が翌月からとなる場合があります。

【問い合わせ先】 ①水道課 TEL 2-5867

空き家の除却費用の一部を助成します

㊦企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、美しい景観と良好な生活環境を守るため、令和2年度～4年度までの3年間、空き家の除却費用の一部を助成する「湧別町空き家除却推進事業」を実施します。

- 【対象の建物】 今後1年以上にわたり利用される見込みのない町内の住宅。
ただし、所有者または居住者が、引き続き同じ用途の建物を建設するための除却や、公共工事等の補償対象となっている空き家の除却は対象となりません。
- 【対象者】 対象となる空き家を所有する個人または管理者（所有権等の調整を終えた方）で、町税および使用料等に滞納がない方。
- 【対象の工事】 建物の解体を行う資格をもつ町内業者による除却工事。
令和2年度は、6月以降に実施し、令和3年1月31日（日）までに完了する工事が対象となります。
- 【助成金額】 工事費用の4／5以内（上限額1人100万円）を助成します。
- 【申請期限】 令和2年度分は**5月29日（金）**まで。それ以降は、申請状況に応じて随時募集する予定です。
※工事着手後の申請は認められません。事前の申請・審査が必要となりますのでご注意ください。
- 【申請・問い合わせ先】 ㊦企画財政課 TEL 2-5862

令和2年度 合併処理浄化槽設置申し込みを受け付けます

㊦水道課 上下水道G 2-5867

トイレの水洗化や生活雑排水を処理して川・湖などの自然を守り、快適な生活環境を整えるため、合併処理浄化槽による整備事業を行っています。

令和2年度に合併処理浄化槽を設置して水洗化を行いたい方（住宅の新築など）は次のとおり申し込みをお願いします。

- 【対象地区】 ●市街地区（港町、曙町、緑町、栄町、錦町、北兵村三区、北兵村二区、中湧別東町、中湧別南町、北兵村一区、上湧別屯田市街地）の下水道区域でない区域
- それ以外の地区（緑蔭、信部内、川西、東、福島、芭露、上芭露、西芭露、東芭露、志撫子、計呂地、旭、南兵村三区、南兵村二区、南兵村一区、開盛、札富美、富美、上富美）
- ※登栄床、中湧別北町、中湧別中町は、集落排水または下水道が整備されているため対象外です。

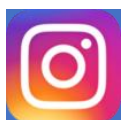
- 【町が行うもの】浄化槽本体、放流管の設置および維持管理、汚泥の汲取り
- 【自己負担】トイレ等の改造費、住宅から浄化槽までの排水設備工事、受益者分担金（8万円）、月々の浄化槽使用料、ブロワー（送風機）の電気料等（一部条件により変更となる場合があります。）
- 【支援制度】自己資金で汲取便所から水洗便所に改造を行う方に補助金の交付または資金貸付け（無利子）を行います（新築を除く）。
※詳しい内容は㊦水道課へご相談ください。
- 【申込期限】4月30日（木）まで
- 【申込先】㊦水道課 TEL 2-5867

土地・家屋の価格等縦覧帳簿を見ることができます

㊦住民税務課 税務G 2-5863

固定資産税の納税者が所有している土地や家屋の評価額が、ほかの評価額と比較して適正かどうかを判断できるようにするため、土地および家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり見ることができます。

- 【場 所】㊦住民税務課
- 【縦覧期間】4月1日（水）～6月1日（月）まで
- 【縦覧時間】午前8時30分～午後5時15分
※土曜日、日曜日、祝日は縦覧できません。
- 【縦覧できる方】①土地：土地に対して課する固定資産税の納税者
②家屋：家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 【記載内容】①土地：所在、地番、地目、地積、評価額
②家屋：所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額
- 【注 意】●将来購入予定の特定の土地の評価額を知りたい、特定の個人が新築した家屋の評価額を知りたいなど、縦覧制度の趣旨を逸脱することが明らかな縦覧はできません。
●縦覧帳簿のコピー・写真撮影はできませんが、書き写しは可能です。



湧別町公式 **インスタグラム** yubetsu_town

「フォロー」「いいね！」お願いします



オムツを使用している高齢者等を対象にゴミ袋を無料配付しています

㊟福祉課 高齢介護G 5-3761

オムツを使用している高齢者・要介護者・障がい者（児）を対象に、町指定ゴミ袋（燃やすゴミ）を無料で配付しています。平成31（令和元）年度に配付を受けた方も、新たに申請することで、令和2年度分を受給することができますので、お早めに申請してください。

【対象者】 オムツを使用している在宅の方で、次のいずれかに該当する方
（入院中の方や施設入所中の方は対象となりません。）

- ①満75歳以上の方
- ②介護保険法に規定する要介護状態区分「要介護1～要介護5」の方
- ③障がい者または障がい児

【内容】 対象者1人につき、1カ月あたり燃やすゴミ用15リットル袋5枚を当該年度分（年度途中で申請した場合は、申請した月からの分）をまとめて配付します。

※1年ごとの申請が必要です。

【受付開始】 4月1日（水）～ ※3月中に申請することはできません。

【申請方法】 次のものを申請場所まで持参してください。

- 対象者であることが証明できるもの
（後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、障害者手帳など）
 - オムツを使用していることが証明できるもの
（オムツを購入した際の領収書など）
 - 印鑑
- ※対象者のご家族など代理の方が申請いただいても構いません。

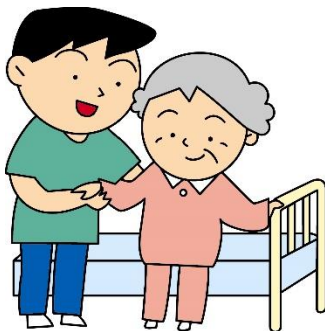
【申請場所】 ㊟福祉課

㊤住民税務課

中湧別出張所（文化センターTOM内）

芭露出張所（JA湧別町芭露支所内）

【その他】 申請期限はありませんが、申請した月からの支給となります。申請が遅れると受給枚数が減る場合もあります。



高齢者生活福祉センター「亜麻の里」の入居者を募集します

㊦福祉課 福祉G 5-3761

高齢者生活福祉センター内の居住施設「亜麻の里」の入居者の募集をしますので、入居を希望される方は、次のとおりお申し込みください。

【場 所】 湧別町東 湧別オホーツク園横 高齢者生活福祉センター内

【募集居室】 2人用居室・・・1室

※居室には、台所、IH調理器、冷蔵庫、洗面化粧台、トイレ、ヒーター、押入等が備え付けられています。また、浴室（月～金曜日に利用可）、洗濯乾燥室は入居者の共同利用となります。

【対 象 者】 町内に住んでいて、おおむね65歳以上で独立して生活することに不安のある夫婦世帯または一人暮らし世帯。ただし、自炊できる程度の健康状態にある方に限ります。

※夫婦世帯での入居申込みを優先させていただきます。

※1人で入居される場合、1人用居室が空き次第、移動していただきます。

【利 用 料】 管理費：2人用居室月額15,000円（家賃、光熱水費を含みます。）

事務費：年間の収入額に応じて負担

●収入額（年額）1,200,000円以下は0円

●収入額（年額）1,200,001円以上は収入額に応じて4,000円から30,000円を負担

【申込締切日】 4月17日（金）

【そ の 他】 施設には生活援助員がいますので、相談や緊急時のお世話などをします。

【申 込 先】 ㊦福祉課 TEL 5-3761

※申込みの際にご用意していただく書類がありますので、事前に電話にてお問い合わせください。

高齢者就労センターで働いてみませんか

湧別町高齢者就労センター 2-2266

高齢者就労センターでは会員を募集中です。町内に居住し、健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上の方でしたら、男性・女性を問わず会員になれます。

会員として、長年の経験・能力を生かし働いてみませんか。女性のご応募も大歓迎です。入会された方には、皆さまのご要望に沿った仕事を紹介します。

【職 種】 ●軽作業職：除草、除雪、清掃、農作業など

●技能職：庭木剪定、大工、草刈り、芝刈りなど

●管理作業職：施設管理、リサイクルセンター業務など

【問い合わせ先】 湧別町高齢者就労センター TEL・FAX 2-2266

中湧別南町911番地（社会福祉会館内）

奨学金返還費用の一部を助成します

㊦企画財政課 未来づくりG 2-5862

町では、将来を担う若者の定住を図るため、新たに町内に定住し就業する方を対象に、奨学金の返還額の一部を助成する「湧別町奨学金返還支援事業」を実施します。

- 【対象者】** ●4月1日以降に町内事業所等で新たに就業し、町内に住民登録のうえ5年以上継続して就業する見込みである方。
●大学等の在学期間中に奨学金の貸与を受け、返還を行っていること。ただし、返還に対し他から助成を受けていないこと。
●町税および使用料等に滞納がない方。
- 【対象の奨学金】** ●独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金および第二種奨学金
●都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金
●生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）
●その他町長が認める奨学金
- 【対象の期間】** 町内に住民登録を行った日以降の奨学金を返還する期間内で、継続した120カ月を上限とします。
- 【助成額】** 申請をした年度内に返還する奨学金の額で、1年度あたり18万円を上限とします。
※令和3年度以降も、年度ごとに申請が必要となります。
- 【受付期間】** 令和2年度分は、4月1日（水）～10月30日（金）まで
- 【申請・問い合わせ先】** ㊦企画財政課 TEL 2-5862

初心者パソコン講座を開催します

㊦商工観光課 商工観光G 2-5866

受講される方の技術や目的、都合に応じて初心者パソコン講座を開催します。詳しくはお問い合わせください。

- 【日時】** 平日の午前9時30分～11時30分、午後1時30分～4時30分の間で、ご希望の日にち・時間をご相談ください。
- 【場所】** 遠紋地域人材開発センター（遠軽町岩見通北10丁目）
- 【受講料】** 1時限（50分授業）：1,200円
- 【申込・問い合わせ先】** 遠紋地域人材開発センター運営協会 TEL 0158-42-4037

国民健康保険に加入している学生の保護者の方へ

☎健康こども課 医療G 5-3765

国民健康保険は、住民票がある市町村で加入することが原則ですが、加入者が学校に行くために町外に転出する場合、届け出により本町が交付した保険証（マル学）を使用することができます。

今年の4月から就学のために転出する方（住民票を居住地に移す方）で、引き続き本町で国民健康保険に加入する場合は、届け出が必要となります。また、すでにマル学の保険証をお持ちの方で、学校等を卒業した場合や、何らかの理由により中退し学生ではなくなった場合も届け出が必要となります。

該当する方は、忘れずに手続きをお願いします。

【手続きに必要なもの】

手続きが必要な場合	届け出に必要なもの	
学校等に行くために子どもが他の市町村に転出するとき	●学校に通うことが証明できるもの (入学決定通知書、在学証明書、学生証の写しなど)	●国保の保険証 ●印鑑
マル学を持っている方が学校を卒業し、職場の健康保険または住所地の国保に加入するとき	●健康保険資格取得証明書または新しい健康保険証	
休学や他の学校へ進学するなど、就学年限に変更があった場合	●休学することがわかるもの ●新しい学校に進学することがわかるもの (入学決定通知書、在学証明書、学生証の写しなど)	

【手続き場所】 ☎健康こども課、㊦住民税務課、中湧別出張所、芭露出張所

引っ越しに伴うゴミの出し方（再掲載）

㊦住民税務課 住民生活G 2-5863

これからの季節、転勤や進学などの引っ越しに伴い、たくさんのゴミが出ます。一度に大量のゴミが出る場合は、ゴミ処理施設に直接持ち込むか、何回かに分けてゴミを出してください。

ゴミステーション等に一度に大量のゴミを出すと、ゴミステーション等を利用している地域の住民に大変な迷惑がかかりますので、絶対にやめてください。

【ゴミの持ち込み先】

区 分	燃やすゴミ	燃やさないゴミ
施設名 (所在地)	えんがるクリーンセンター (遠軽町向遠軽 297 番地 1)	上湧別廃棄物処理場 (上湧別屯田市街地 614 番地の 1)
搬入料金	10kgあたり30円 施設内で精算してください	車両により、500円～12,000円 事前に直接搬入券を購入してください
連絡先	0158-42-3579	2-5863

春の全国交通安全運動が実施されます

㊤住民税務課 住民生活G 2-5863

春の全国交通安全運動が4月6日（月）から15日（水）までの10日間実施されます。

春は、新入学児童が通学を始める季節です。新入生たちは慣れない環境での登下校や、交通ルールをまだ十分に理解していないことなどから、交通事故の被害者となることが心配されます。

また、道内の交通事故死者数の過半数を高齢者が占めており、高齢者の交通事故防止も重要な課題となっています。子どもや高齢者を見かけたら減速するなど思いやり運転に努めましょう。

- 【運動の重点】**
- ①子どもをはじめとする歩行者の安全の確保
 - ②高齢運転者等の安全運転の励行
 - ③自転車の安全利用の推進
 - ④全ての座席のシートベルトの着用
 - ⑤飲酒運転の根絶

※運動期間中の4月10日（金）は、「交通事故死ゼロを目指す日」です。皆さん一人ひとりが交通安全について考え、行動し、悲惨な交通死亡事故を無くしていきましょう。

町営バス無料乗車券の交付申請について（再掲載）

㊤住民税務課 住民生活G 2-5863

令和2年度の町営バス無料乗車券を交付いたしますので、利用される方は申請手続きを行ってください。ただし、保育所・小中学校へ通学するために利用されている方は、各学校等で取りまとめますので申請する必要はありません。

なお、重度心身障害者の方、満65歳以上の方も無料で乗車できます。乗務員に証明書（バス乗車証明書や介護保険被保険者証）を提示してください。

- 【対象者】**
- 高校に通学するために利用されている方
 - 塾などの習い事のために利用されている方
 - 少年団活動のために利用されている方

【申請場所】 ㊤住民税務課、㊦福祉課、中湧別出張所（文化センターTOM内）、芭露出張所（湧別町農業協同組合芭露支所内）

【申請に必要なもの】 ●印鑑 ●学生手帳（高校生のみ）

チューリップフェア期間中の自動販売機設置希望者を募集します

㊤商工観光課 商工観光G 2-5866

湧別町観光協会では、「2020かみゆうべつチューリップフェア」期間中の飲料水自動販売機設置希望者を次のとおり募集します。

【期 間】 5月1日～6月上旬

【場 所】 かみゆうべつチューリップ公園内「本部西側」、「旧乗務員休憩所東側」、「新乗務員休憩所北側」、「球根乾燥施設内」

【申込条件】 (1) 湧別町商工会員で、店舗営業を営み自動販売機を設置している方
(2) 苦情への対応や品物の補充など適切な維持管理ができる方
(3) 空き缶などのゴミを、責任をもって処理することができる方
(4) 町税および使用料などを完納している方

【募集台数】 最大8台（詳細な設置場所および台数は、後日協議により決定します。）

【設置料】 1台につき15,000円

【申 込 先】 湧別町観光協会事務局（役場湧別庁舎第2庁舎内）

【申込期限】 4月9日（木）※申込者多数の場合、選定を行うことがあります。

【問い合わせ先】 湧別町観光協会 TEL 8-7611

北見労働基準監督署への問い合わせ方法が変わります

㊤商工観光課 商工観光G 2-5866

4月1日（水）から、北見労働基準監督署への電話は、ご用件の内容に応じて直接各部門へかけていただく方法に変更されます。

【受付時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分

【電話・FAX番号】 ●労働条件、解雇、賃金 : 0157-88-3983

●安全衛生 : 0157-88-3984

●労災補償、労働保険加入・納付 : 0157-88-3985

●総合労働相談コーナー : 0157-88-3982

●FAX : 0157-24-0853

※FAX番号に変更はありません。

障がい者・障がい児に関する出張相談窓口を開設しています

☎福祉課 福祉G 5-3761

障がい者・障がい児の相談支援窓口として「相談支援事業所 ぐらしネットLink」と「相談支援室 ま～ぶる」が次のとおり出張窓口を開設しますので、ご利用ください。

【開設場所】 保健福祉センター内（栄町）

【日程等】

開設月	相談支援事業所 ぐらしネットLink		相談支援室 ま～ぶる	
	開設日	開設時間	開設日	開設時間
令和2年 4月	8日（水）	午前9時30分 ～ 午後3時	16日（木）	午前10時 ～ 午後3時
5月	7日（木）		21日（木）	
6月	15日（月）		25日（木）	
7月	6日（月）		16日（木）	
8月	3日（月）		20日（木）	
9月	7日（月）		17日（木）	
10月	7日（水）		15日（木）	
11月	2日（月）		19日（木）	
12月	9日（水）		17日（木）	
令和3年 1月	5日（火）		21日（木）	
2月	1日（月）		18日（木）	
3月	1日（月）		18日（木）	

4月の当番病院のお知らせ

☎健康こども課 健康相談G 5-3765

月 日	内科当番	外科当番
4月 5日（日）	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)	曾我病院 (2-2001)
4月12日（日）	はやかわクリニック (0158-49-2525)	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)
4月19日（日）	瀧本皮膚科クリニック (0158-42-8048)	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)
4月26日（日）	みずしま内科クリニック (0158-42-3214)	遠軽共立病院 (0158-42-5215)
4月29日（祝）	遠軽厚生病院 (0158-42-4101)	

4月の健康運動教室・運動指導のお知らせ

教育委員会 社会教育課 社会教育G 5-3132

町民の皆さまの健康維持増進のために、トレーニングルームを使った教室や運動指導を行います。お気軽にお越しください。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、教室・指導を中止する場合があります。

◆共通事項

【場 所】湧別総合体育館 2階トレーニングルーム（栄町）

【料 金】体育館の使用料（冬期：1日券150円）を窓口でお支払いください。シーズン券（冬期）をお持ちの方は不要です。

【指 導 者】教育委員会社会教育課 運動指導職員 原 茉畝

◆健康運動教室

【日時・内容】

月 日	時 間	内 容
4月11日（土）	初級：午前10時～11時	●有酸素運動 ●筋トレ・腹筋に刺激を!! レベル1（初級） ●筋トレ・腹筋に刺激を!! レベル2（中級） ●トレーニング機器を使ったトレーニング
25日（土）	中級：午後2時～3時	

【対 象 者】18歳以上の町民（高校生を除く）

【持 ち 物】運動できる服装、運動靴、タオル、飲み物

【定 員】各実施日の初級・中級ごとに10人 ※定員になり次第締め切ります。

【申込方法】上記の実施日、希望コース（初級または中級）を、実施日前日までに教育委員会社会教育課（Tel 5-3132）までご連絡ください。

【そ の 他】スポーツ安全保険等には、各自で事前にご加入ください。

◆運動指導

【日時・内容】

月 日	時 間	内 容
4月 2日（木）	午後2時～4時	運動指導職員によるトレーニング機器の使い方 の指導、運動相談など ※高校生以上の方が対象です
8日（水）	午前9時～11時	
10日（金）		
14日（火）	午後2時～4時	
16日（木）		
22日（水）	午前9時～11時	
24日（金）		

◆トレーニングルームご利用の皆さまへ

教室中のトレーニングルームは貸し切りではありませんが、スペースなど狭くご迷惑をおかけする場合があります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和元年8月豪雨災害義援金の受付期間延長について

㊦福祉課 福祉G 5-3761

昨年8月、前線に伴う大雨災害により、佐賀県に甚大な被害が出ました。この大雨で被災された方々を支援するため義援金を受け付けていましたが、今後も被災された方々を支援するため次のとおり受付期間を延長しました。引き続き皆さまの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

【義援金名称】 令和元年8月豪雨災害義援金

【受付期間】 8月31日（月）まで

※役場へ持参の場合は、8月24日（月）まで

【受付口座】

(1) 郵便振替 ※郵便局窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除となります。

●加入者名：日赤令和元年8月豪雨災害義援金

●口座番号：00120-7-696975

※受領証を希望される場合は、通信欄に「受領証希望」と記載してください。

(2) 銀行口座 ※ご利用の金融機関によっては、振込手数料がかかる場合があります。

口座名義：日本赤十字社ニホンセキジュウジヤ（次の3銀行共通）

三井住友銀行 すずらん支店 (普) 2787547

三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2105544

みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0620421

※受領証が必要な場合は、振込先の連絡先に次の内容をご連絡ください。

●義援金名 ●住所 ●氏名（受領証の宛名） ●電話番号

●寄付日 ●寄付額 ●振込金融機関名・支店名

連絡先は日赤本社（Tel 03-3437-7081）

(3) 役場窓口への持参

受付窓口：㊦福祉課（日本赤十字社湧別町分区事務局）

㊧住民税務課

中湧別出張所



農業振興地域整備計画の変更受付について

ⓧ農政課 農政G 2-5861

町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて湧別町農業振興地域整備計画を策定し、農業振興に関するさまざまな施策を実施しています。

この法律では各市町村が策定した農業振興地域整備計画に沿った土地利用が定められており、計画区域に該当する土地で次の事業を実施する場合、実施前までに変更手続きを完了する必要があります。

1. 「農用地区域への編入」…土地改良事業に伴い農地以外の土地を農地とする場合
2. 「農用地区域からの除外」…農地に、住宅や工場等を建設したり、駐車場や資材置き場として利用しようとする場合など、農地を農用地以外の用途に利用する場合
3. 「用途区分の変更」…農地に農業用施設を建てる場合

次の期間で変更申請を受け付けますので、該当する土地がある場合は期間内に申請をお願いいたします。

なお、「農用地区域からの除外」は法律により厳しく制限されており、除外が認められるには次の要件を満たす場合などに限られていますのでご了承ください。

- 農用地区域以外に代替すべき土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること。
- 除外によって農用地の集団性や農作業の効率化に支障がないこと。
- 周辺の担い手等の農用地の利用や集積に支障がないこと。
- 除外によって農用地区域内の土地改良施設（農道や水路等）に支障がないこと。
- 土壌改良事業を実施中の区域でないこと。または事業完了から8年以上経過していること。

【受付期間】 4月24日（金）まで

【必要書類】 ア 農業振興地域の整備計画変更申請書（ⓧ農政課に備えてあります。）

イ 変更後の使用目的に係る資料（事業計画書、設計書等）

ウ 変更する土地の位置図（1/50,000）および利用図（1/2,500）等

エ 変更する土地の全部事項証明書（法務局より）

※さらに資料をお願いする場合があります。

【手続きに要する期間】 手続きに要する期間は6カ月程度と見込まれますが、内容によっては北海道知事の同意を得られず変更が認められない場合や、予定以上の期間を要する場合があります。

春の農作業安全確認運動の実施について

㊦農政課 農政G 2-5861

春の農作業時期を迎え、農作業機械等による事故の発生が懸念されます。

「春の農作業安全確認運動」が実施されますので、農作業中の事故を未然に防ぐため、常に周囲の状況を確認する習慣や、機械の点検・整備をする習慣をつけましょう。

【推進テーマ】見直そう！農業機械作業の安全対策

【重点事項】●乗用型トラクターに乗る際はシートベルト・ヘルメットを着用しましょう。

●常に周囲の状況を確認するとともに、機械の点検・整備を行いましょう。

●万一の事故に備え、労災保険などに加入し、事故補償対策も万全にしておきましょう。

山菜採りに伴う事故やヒグマとの遭遇に十分ご注意を！！

㊧水産林務課 水産林務G 5-3763

雪解けが進み、山菜採りやレジャー、釣りをされる方々にとっては待ちかねたシーズンがやってきます。しかし、ヒグマも冬眠から覚め、エサを求め活発に行動することが予測されます。山へ入られる方は、次のことに注意してください。

【春のヒグマ注意特別期間】4月1日（水）～5月31日（日）

【山菜取りの心構え5カ条】

1. 行き先を必ず家族等に知らせておきましょう。
2. 単独での入山はやめましょう。
3. 赤やオレンジ等の目立つ服を着るようにしましょう。
4. 通信手段（携帯電話、無線機等）や笛、鈴、ラジオ、非常食、懐中電灯、ナタ等を携行しましょう。

（熊撃退スプレーがあれば、なお良い）

5. 迷ったら落ち着いて行動しましょう。

【ヒグマと出会わないために】●「車が近くにあるから、大丈夫」ではなく、鈴や笛、ラジオ等（人工音）を鳴らし、人の存在を早めにヒグマに知らせましょう。

●早朝や夕暮れ時はヒグマが活発に行動するので入山は避けましょう。

●ヒグマのフンや足跡、食べ跡、爪跡を見つけたらすぐに引き返しましょう。

【ヒグマ出没状況について】町民の皆さまから寄せられた情報や、町職員が発見した情報を随時町ホームページ (<http://www.town.yubetsu.lg.jp/st/20suisan/>) に掲載しています。

ヒグマの姿や足跡等を発見した場合は㊧水産林務課（Tel 5-3763）へご連絡ください。

山火事予防にご協力ください

☎水産林務課 水産林務G 5-3763

雪解けとともに異常乾燥が続き山火事が最も発生しやすい時期を迎えます。昨年4月には町内で、ゴミ焼किが原因で林野火災が発生し、北海道防災ヘリが出動するほどの事態が起きました。

タバコの不始末やゴミ焼キなどによる山火事が多く発生しているため、山菜採りや山林内で仕事をされる方は、火気の取り扱いに十分注意し、入林の際は所有者の了解を得てから入林してください。

また、山火事を発見した場合は直ちに**119番**（遠軽地区広域組合）に連絡するとともに、☎水産林務課（Tel 5-3763）にも連絡をお願いいたします。

【林野火災危険期間】 4月 1日（水）～6月30日（火）

【林野火災予防強調期間（無煙期間）】 4月21日（火）～5月31日（日）

※山火事予防を徹底するため、予防強調期間は一切の火入れはできません。

北見年金事務所出張相談所開設のお知らせ

☎住民税務課 住民生活G 2-5863

北見年金事務所による年金相談が、次の日程により開催されますのでお知らせします。年金相談は、会場における混雑を緩和し、お客さまの相談時間を十分に確保するため、完全予約制です。相談予約は、電話にてお申し込みください。

開設日	開設会場	開設時間
4月22日（水）	紋別市民会館（紋別市潮見町1丁目）	午後 1時～ 5時
4月23日（木）		午前 9時～午後2時30分
5月21日（木）	遠軽町保健福祉総合センター・げんき21 （遠軽町1条通北1丁目）	午前10時～午後4時
6月17日（水）	紋別市民会館（紋別市潮見町1丁目）	午後 1時～ 5時
6月18日（木）		午前 9時～午後2時30分

【電話予約申込先】 北見年金事務所お客様相談室 Tel 0157-33-6007
（自動音声案内、番号1→2を押してください）

※相談日の1カ月前から受け付けしています。

※人数に制限がありますので、詳しくは北見年金事務所お客様相談室までお問い合わせください。

乳幼児のいる世帯にゴミ袋を無料配付しています

㊦健康こども課 児童支援G 5-3765

子育て世代を応援するため、乳幼児（満3歳に達する誕生月の前月まで）を対象に、町指定ゴミ袋（燃やすゴミ）を無料で配付しています。令和元年度に配付を受けた方も、新たに申請することで、令和2年度分を受給することができますので、お早めに申請してください。

【対象者】 町内に住所を有し、平成29年5月以降に生まれた乳幼児の保護者

【内容】 対象乳幼児1人につき、1カ月あたり燃やすゴミ用15リットル袋5枚を当該年度分まとめて配付します。

※1年ごとの申請が必要です。

【受付開始】 4月1日（水）～ ※3月中に申請することはできません。

【申請方法】 身分を確認できるものと印鑑を持って、申請場所で申請してください。

【申請場所】 ㊦健康こども課、㊧住民税務課、中湧別出張所（文化センターTOM内）、芭露出張所（JA湧別町芭露支所内）

【その他】 申請期限はありませんが、申請した月からの支給となります。申請が遅れると受給枚数が減る場合もあります。

「アイロンビーズ手作り講座」を開催します

㊦健康こども課 子育て相談G 5-3765

子育て支援センターでは「アイロンビーズ手作り講座」を開催します。アイロンビーズとは、小さなパイプ状のビーズを専用のプレートの上に並べて平面的な絵柄を作り、アイロンの熱で溶かして接着する、子どもから大人まで楽しめる知育玩具です。オーナメントやアクセサリなど、さまざまな形を作って楽しめるほか、集中力や達成感を得られることから作業療法にも取り入れられています。

ぜひこの機会に、世界で一つだけのオリジナル作品を作りませんか？

【日時】 4月15日（水） 午前10時～11時30分

【場所】 中湧別子育て支援センター（中湧別中町）

【対象】 町内に居住する就学前の乳幼児をもつ保護者

【持ち物】 託児希望の方は事前にお申し込みのうえ、オムツ・水分補給用飲料水・着替えなど必要と思う物をご持参ください。

【定員】 10人

【申込締切日】 4月8日（水）

【申込先】 湧別子育て支援センター TEL 5-2432 FAX 5-2237

中湧別子育て支援センター TEL 2-2049 FAX 8-7350

電子メールでも受け付けています。右のQRコードをスマートフォン等で読み取り、保護者氏名・住所・連絡先・託児の有無・お子さんの氏名と年齢を入力して送信してください。



子育て支援センター電子メールアドレス suku.suku@town.yubetsu.lg.jp

子育て支援センター4月の予定表を掲載します

☎健康こども課 子育て相談 G 5-3765

子育て支援センターは、町内に住む就学前の乳幼児と保護者の方が一緒に遊ぶことができる場所となっています。ぜひ遊びにお越しください。

月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4
<p>●印は町内に住む乳幼児をもつ保護者の方であればどなたでも利用できます。</p> <p>★印は育児学級に登録している親子が利用できます。登録の申し込みは随時両支援センターで受け付けています。</p>		<p>●開放日 湧別・中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>●開放日 湧別・中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>●開放日 湧別・中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>●開放日 湧別・中湧 午前9時～午後5時</p>
6	7	8	9	10	11
<p>★育児学級びよびよ 湧別 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午後1時～5時 中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>★育児学級げんき 湧別 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午後1時～5時 中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>●開放日 湧別・中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>★育児学級びよびよ 中湧 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午前9時～午後5時 中湧 午後1時～5時</p>	<p>★育児学級げんき 中湧 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午前9時～午後5時 中湧 午後1時～5時</p>	<p>●開放日 湧別・中湧 午前9時～午後5時</p>
13	14	15	16	17	18
<p>★育児学級びよびよ 湧別 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午後1時～5時 中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>★育児学級げんき 湧別 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午後1時～5時 中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>●アイロンビーズ講座 湧別 午前10時00分～11時30分 ※要申込み</p> <p>●開放日 湧別 午後1時～5時 中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>★育児学級びよびよ 中湧 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午前9時～午後5時 中湧 午後1時～5時</p>	<p>★合同育児学級 中湧 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午前9時～午後5時 中湧 午後1時～5時</p>	<p>●開放日 湧別・中湧 午前9時～午後5時</p>
20	21	22	23	24	25
<p>●乳幼児相談 湧別 午前10時00分～11時30分 ※申込み不要</p> <p>●開放日 湧別 午後1時～5時 中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>★育児学級げんき 湧別 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午後1時～5時 中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>●開放日 湧別・中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>★育児学級びよびよ 中湧 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午前9時～午後5時 中湧 午後1時～5時</p>	<p>★育児学級げんき 中湧 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午前9時～午後5時 中湧 午後1時～5時</p>	<p>●開放日 湧別・中湧 午前9時～午後5時</p>
27	28	29	30		
<p>★育児学級びよびよ 湧別 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午後1時～5時 中湧 午前9時～午後5時</p>	<p>★育児学級げんき 湧別 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午後1時～5時 中湧 午前9時～午後5時</p>	閉館	<p>★育児学級びよびよ 中湧 午前10時00分～11時30分</p> <p>●開放日 湧別 午前9時～午後5時 中湧 午後1時～5時</p>	<p>【開放日について】 開放日の時間は親子で一緒に遊んだり、絵本を読むなどして自由に過ごすことができます。</p>	

※日曜・祝日は閉館 湧別 湧別子育て支援センター (Tel.5-2432) 中湧 中湧子育て支援センター (Tel.2-2049)

新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺・悪質商法に注意してください

㊤商工観光課 商工観光G 2-5866

㊤住民税務課 住民生活G（安心の街づくり協議会） 2-5863

各地で感染者が確認されている新型コロナウイルス感染症の流行に乗じて、メール等を送って偽サイトに誘導する事例や、マスクを購入するため、クレジットカード情報や個人情報を入力させクレジットカードを不正に利用される事例が北海道内で確認されました。

今後とも新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連し、さまざまな特殊詐欺・悪質商法が発生する恐れがあります。勧誘の電話や訪問で、少しでもおかしいと感じたら一人で決めるのではなく、周囲の方々にご相談ください。

◆こんな話には注意

- 「マスクがないと大変なことになる。この電話で購入すれば、通常10万円するマスクが半額で購入できる。」などと、高額でマスクの購入を勧誘される。
- 「手洗い・うがいだけでは予防としては不十分だ。予防に効果がある健康食品がある。」などと、効果が不確実と考えられる健康食品等の勧誘を受ける。

◆被害防止のポイント

- 商品購入の勧誘や義援金名目のお金の要求などを受けた場合には、その場で簡単に決めずにもう一度よく考え、家族などの周囲の方々にも相談をして、冷静に対応してください。
- 契約しても、クーリングオフや契約の取り消しができる場合があります。少しでも疑問や不安を感じた場合には、すぐに消費相談窓口（㊤商工観光課・Tel 2-5866）や消費者ホットライン（Tel 188）、最寄りの警察にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症は、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に手洗いやせきエチケットなどの実施がとても重要です。

町民一人ひとりが感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

しっかり手洗い

- せっけんでよく泡立て、手をよく洗う。指先や手首、手の甲も忘れずに。
- 洗い終わったら、十分に水を流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取る。



せきエチケットを守る

- 人が集まる場所で咳やくしゃみをする時は、ティッシュなどで鼻や口を押え、とっさのときには袖や上着の内側で鼻と口をおおうようにしましょう。